

公益認定等委員会だより

第66号 平成29年9月6日発行



内閣府公益認定等委員会 発行

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては「公益法人information」を御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

本年1～2月に実施した「公益法人の寄附金収入に関する実態調査」について、調査結果を紹介します。

(関連記事 3 ページ)

「公益法人information」に掲載した公益財団法人の役員向けリーフレット（評議員会・評議員編）について、内容を紹介し

(関連記事 5 ページ)



※詳しくはP.4を御覧ください。

「法人との対話」法人訪問
公益財団法人三菱商事復興支援財団

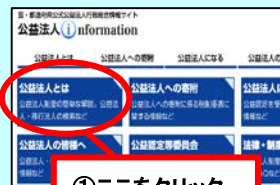
目次

- P.2
第1回テーマ別セミナー
・公益法人の会計基準に関する実務指針の改正
・寄附税制の基本の「き」
- P.3
平成28年度「公益法人の寄附金収入に関する実態調査」の結果について
- P.4
「法人との対話」法人訪問(第9回)
公益財団法人三菱商事復興支援財団
- P.5
公益財団法人の役員必携「携帯版・A4版リーフレット」について（評議員会・評議員編）
- P.6
申請サポートに関する情報・その他お知らせ
(公益認定申請サポート・法人運営相談会の開催等の日程について)

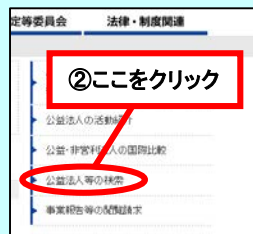
ホームページで **公益法人の検索** ができます
寄附先等の検索に御利用ください

「公益法人information」

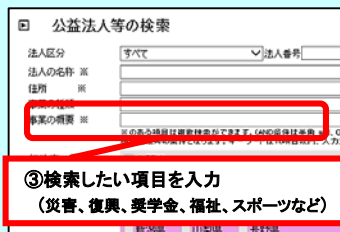
- ①公益法人とは
- ②公益法人等の検索
- ③事業の概要に
検索したい項目を入力



①ここをクリック



②ここをクリック



③検索したい項目を入力
(災害、復興、奨学金、福祉、スポーツなど)

8月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		税額控除法人数		
内閣府	社 団	797	118	725
	財 団	1,635	324	880
都道府県	社 団	3,355	107	4,281
	財 団	3,705	442	2,979
合 計		9,492	991	8,865

(注) 公益目的支出計画実施法人

(平成29年8月31日現在)

【平成29年度 第1回テーマ別セミナー】

① 公益法人の会計基準に関する実務指針の改正

② 寄附税制の基本の「き」 を開催しました（平成29年7月20日）

◆ 内閣府では、法人運営をサポートする観点から、公益法人として活動されている皆様を対象に「テーマ別セミナー」を開催しています。

◆ 今回は、① **公益法人の会計基準に関する実務指針の改正**（講師：上倉要介氏（公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会メンバー））及び ② **寄附税制の基本の「き」**の2テーマについてセミナーを開催し、約100法人の皆様にご参加いただきました。以下では、①を中心に概要を紹介します。

① 公益法人の会計基準に関する実務指針（※）の改正

（※）日本公認会計士協会の会員である公認会計士の実務上の指針となるもの。公益法人の会計担当者の方々においても実務上の参考となるものです。

- ◆ 今回は、「平成27年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（27年度報告）」における“公益法人会計基準に定めのない会計基準の取扱い”の公表を受けて、実務上の指針等を追加するために平成28年12月に改正された「公益法人会計基準に関する実務指針（第38号）」についての解説です（下記「（参考）本テーマの背景」を御参照ください）。
- ◆ Q&Aで増設された以下の企業会計基準に関し、基本的な会計処理及び注記例について解説が行われました。

【Q&Aの増設】

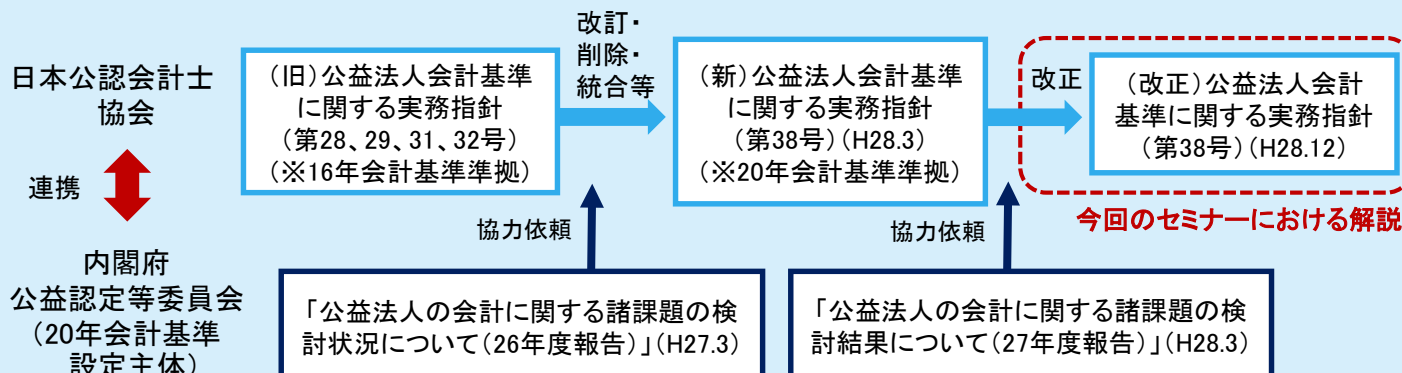
- 過年度遡及会計基準（Q5～6）
 - ・会計上の取り扱い、会計処理及び注記例
- 金融商品会計基準（開示関係）（Q29～30）
 - ・開示に関する考え方、注記例
- 資産除去債務に関する会計基準（Q49）
 - ・公益法人における会計上の留意点

- 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（Q50～53）
 - ・公益法人における賃貸等不動産の範囲
 - ・重要性の判断、時価の内容
 - ・注記例



（公益法人の会計基準に関する実務指針（第38号）は、日本公認会計士協会HPを御覧ください）

（参考）本テーマの背景



② 寄附税制の基本の「き」

➡ 寄附税制については、来月号で詳しく紹介します

内閣府から、以下について説明を行いました。

- ◆ 寄附税制の全体像（個人・法人寄附者及び、寄附を受けた公益法人に対する優遇措置の種類）
- ◆ 優遇措置に係る税控除額の具体的な計算方法、個人所得税の税額控除に係るPST（パブリック・サポート・テスト）要件など

テーマ別セミナーの資料は、[公益法人information](#)で公表しています。
（公益法人informationトップページ → 公益法人の皆様へ → テーマ別セミナー をクリック）

平成28年度「公益法人の寄附金収入に関する実態調査」の結果について

- ◆内閣府では、本年1～2月に「公益法人の寄附金収入に関する実態調査」を実施し、その結果を公表しました。本調査につきましては、多くの公益法人の皆様方から御協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。
- ◆以下では、調査結果の一部を紹介いたします。

調査結果全体は、公益法人informationを御覧ください。
<https://www.koeki-info.go.jp/contribute/index.html>

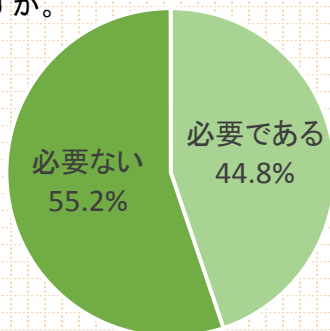
○調査の概要

調査の対象：全ての公益社団法人及び公益財団法人 9,454法人（平成28年7月末時点）
このうち、回答法人数は5,443法人（回収率57.6%）
調査の方法：オンライン調査

○寄附金収入の必要性

44.8%の法人が、定期的な寄附金収入が必要であると回答している。

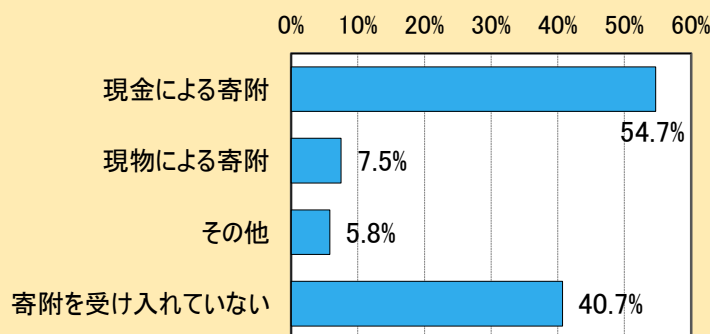
- 毎年度の公益目的事業の実施に当たり、定期的な寄附金収入（現物寄附の受入も含みます）が必要です。



○寄附の受入形態

寄附を受け入れている法人のうち、「現金による寄附」は54.7%、「現物による寄附」は7.5%の法人が受け入れている。

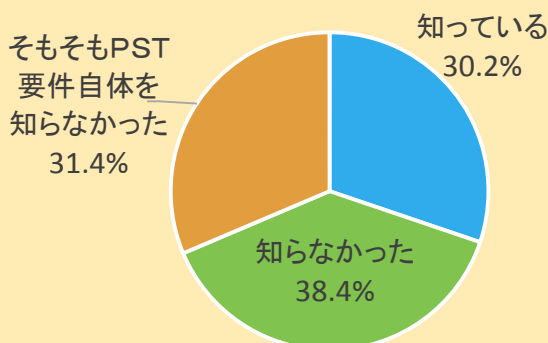
- どのような形態で寄附を受け入れていますか。（複数回答）



○PST要件の緩和の認識

平成28年度税制改正によるPST要件の緩和の認識の有無については、「知っている」が30.2%にとどまり、「知らなかった」及び「そもそもPST要件自体を知らなかった」と回答した法人が69.8%であった。

- 貴法人は、平成28年4月1日よりPST要件が緩和されたことを知っていますか。



○税額控除対象法人（※）の比率

税額控除対象法人であるか否かについて調査したところ、「税額控除対象法人である」と回答した法人が、25.3%を占めた。

一方、今回の調査に回答した全ての公益法人について、平成29年1月9日時点で実際に税額控除対象法人である法人は、11.6%にすぎなかった。

- 現在、税額控除対象法人となっていますか。

	今回の調査結果		(参考)平成29年1月9日時点で税額控除対象法人であるか否か	
	法人数	構成比	法人数	構成比
税額控除対象法人である	1,375	25.3%	634	11.6%
税額控除対象法人でない	2,973	54.8%	4,809	88.4%
分からない	1,081	19.9%		
有効回答者数	5,429	100.0%	5,443	100.0%

(※)PST要件を満たすことについて、行政庁から税額控除証明を受けた法人

➡ 来月号では、「所得控除と税額控除の違い」や「PST要件」について紹介します。

「法人との対話」法人訪問 (第9回)



公益財団法人 三菱商事復興支援財団

「三菱商事東日本大震災復興支援基金」の活動を継承するとともに、被災地における産業の復興及び新たな産業の創出・創造に貢献することを期して、平成24年に設立されました。
(法人公式HP: <http://mitsubishicorp-foundation.org/>)



7月28日(金)、内閣府公益認定等委員会の山下委員長、小林委員及び恵委員が(公財)三菱商事復興支援財団(以下、「財団」といいます。)のふくしま逢瀬(おうせ)ワイナリーを訪問し、小林代表理事、米森事務局長を始めとする財団等の方々と、法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換を行いました。

小林代表理事からは、三菱商事はもともとボランティアに積極的な社風であり、被災地支援活動に積極的に関わっていくため「三菱商事東日本大震災復興支援基金」(100億円)が拠出されたこと、さらに継続的に支援を行うために、その活動を受け継ぐ財団が設立されたとして、財団の活動をご紹介いただきました。

財団の活動の大きな柱は、以下の4つです。

- 1 被災地における社員ボランティア活動の企画
- 2 大学生に対する奨学金給付
- 3 ボランティア活動を行うNPOへの助成金給付
- 4 被災者による事業再開や新規立上げへの資金貸与

さらに、4つ目の取り組みの延長として、郡山市と連携協定を結んで「ふくしま逢瀬ワイナリー」を設立し、果物大国と呼ばれる福島県の果物(リンゴ、桃、梨、ブドウ)を使ったリキュールやワインの製造・販売を行っています。これは、生産(一次産業)・加工(二次産業)・販売(三次産業)を一体的に運営する果樹農業の“六次産業”化の取組で、農作物や地元ブランドの付加価値向上を目指しているとのことでした。



意見交換では、「できることから始めよう」という発想で、民間の機動力を生かし、できることを積み重ねてきたこと、また、社員がボランティアとして現地に入り、現地のニーズを肌で感じ、刻々と変わるニーズを的確に把握できたことが、柔軟でタイムリーな支援につながったとのことがありました。

(← ふくしま逢瀬ワイナリー外観) (ワイナリー内の生産設備→)



しかしながら、被災地の復興状況は地域によってまちまちであるのが現状であり、財団が支援した各地の事業が軌道に乗るまでにはまだ様々な課題があるとのこと、引き続き息の長い支援が重要との印象を受けました。



(↑ 生産したワイン等を始め、特産品を扱うワイナリー内ショップ)

意見交換の後、「ふくしま逢瀬ワイナリー」の施設や、協力農家のブドウ畑を見学させていただき、加工設備やブドウの栽培などについてお話を伺いました。

財団の皆様の支援活動に対する想いや、実際に事業に従事されている方々の熱意に心打たれた訪問でした。ご協力下さった皆様、どうもありがとうございました。



(↑ ブドウ畑と協力農家の橋本氏(左))

公益財団法人の役員必携「携帯版・A4版リーフレット」について (評議員会・評議員編)

公益財団法人の皆様向けに、最低限ご理解頂く必要のある法定事項(義務と責任、権限)を携帯版及びA4版リーフレットにまとめました。その内容を一部紹介します。詳しくは「**公益法人information**」を御覧ください。

携帯版・A4版リーフレットはこちら

<https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>



上記アドレスをクリックすると「**公益法人の皆様へ**」の画面が開きます。
下にスクロールすると「**公益法人・移行法人の運営について**」の項目において、リーフレット(全5種類、携帯版・A4版別)を御覧いただくことができます。

- 公益**社**団法人の理事必携(理事会・理事編)
- 公益**財**団法人の理事必携(理事会・理事編)
- 公益**財**団法人の評議員必携(評議員会・評議員編) ←今回追加掲載したリーフレット
- 公益**社**団法人の監事必携(監事編)
- 公益**財**団法人の監事必携(監事編)

公益財団法人の評議員必携(評議員会・評議員編)から抜粋

【評議員会・評議員の義務・責任】

①善管注意義務

評議員は、法人と委任関係にあることから、「善良な管理者の注意」をもって自らの職務を行う義務を負います。

②(法人内での)兼職禁止

評議員は、(当該)一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができません。

③報酬等の定款による規定

評議員の報酬等(報酬や賞与など)の額は、定款で定めなければなりません。

(※無報酬とすることも可能ですが、その場合でも、評議員としての義務・責任は等しく負うこととなります。)

【評議員会・評議員の義務・責任】

○具体的な事例としては、

業務執行理事の指示により長年不正経理が行われた結果、法人に多大な財産的被害が生じ、また、監事も職務を怠り、このような事態を発見できなかったといった場合、評議員(会)は、理事・監事の選任・解任の権限を適切に行使せず、法人の財産管理のために必要な善管注意義務を怠ったとして、責任を追及される可能性があります。

○以下のようなことも、善管注意義務に反するおそれがありますので、行わないようにしてください。

- ・評議員会にほとんど出席しない。
- ・評議員会に本人が出席しないで、代理人を出席させる。
- ・委任状を用いた評議員会運営を行う。

【評議員会・評議員の権限】

評議員会の権限

①役員等(理事、監事又は会計監査人)の選任・解任
役員等は、評議員会の決議によって選任又は解任されます。(法人法第63条第1項、第176条、第177条)

②定款の変更

定款は、評議員会の決議によって変更することができます(一部の定めを除く)。(法人法第200条)

③計算書類の承認

計算書類は、評議員会の承認を受けなければなりません(一定の要件を満たす会計監査人設置法人を除く)。(法人法第126条第2項、第127条、第199条)

④役員等の責任の一部免除

役員等(評議員を含む。)の責任の一部は、評議員会の決議により免除することができます。(法人法第113条第1項、第198条)

⑤合併の承認

合併により消滅又は存続する財団法人は、評議員会の決議によって合併契約の承認を受けなければなりません。(法人法第247条、第251条第1項、第257条)

各評議員の権限

①評議員会の招集請求

評議員は、理事に対し、目的である事項等を示して、評議員会の招集を請求することができます。(法人法第180条)

②評議員提案権

評議員は、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができます。また、評議員会に議案を提出することができます。(法人法第184条、第185条)

③理事・監事・評議員の解任の訴え

理事等の職務の執行に関し法令違反等があったにもかかわらず、評議員会で解任の議案が否決されたとき、評議員は、訴えをもって解任を請求することができます。(法人法第284条)

(※なお、評議員は、定款に定める方法により選任・解任されますが、理事(会)が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効となります。)(法人法第153条第3項)



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談

《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて募集しています。

<https://www.koeki-info.go.jp/application/index.html>

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669

時間 平日10時～16時45分

■公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。9月の予定は以下のとおりです。

東京都千代田区で開催

日時：9月20日（水）13:10～16:50

場所：アーバンネット大手町ビル6階

締め切りました

宮城県仙台市で開催

日時：9月28日（木）13:10～16:50

場所：宮城県自治会館2階会議室

申込〆切
9月15日（金）17時

※詳細は「公益法人information」を御覧ください。

■その他のサポート

業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9586

FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。



内閣府公益法人
Facebook



内閣府公益法人
Twitter



内閣府公益法人
メールマガジン

公益法人探訪記

～全国各地の公益法人の活動紹介～

「内閣府公益法人Facebook」で全国各地の公益法人を御紹介し、国民・市民の皆様へ広く情報をお届けすることにより、様々な公益活動への理解や支援の輪を広げる活動を行っています。どのような活動分野でも結構ですので、公益法人の皆様は、是非投稿をお願いします。認定行政庁はいずれでも結構です。なお、当該記事上で、行政庁による認定を受けている新規事業の紹介や公募案内を行うこともできます。どうぞ御活用ください。

1 内閣府からのお知らせ

投稿のご案内「公益法人information」

平成28年10月18日

「公益法人探訪記」の投稿案内

<公益法人の方は是非投稿ください>
ここをクリック

平成28年10月18日 「公益法人探訪記」の投稿案内 <公益法人の方は是非投稿ください>

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及びサイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

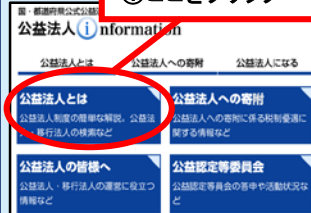
「公益法人information」

①公益法人とは

②公益法人の活動紹介

③検索したい分野

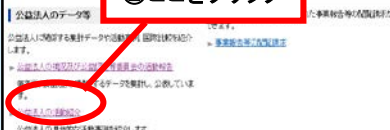
①ここをクリック



③検索したい分野をクリック



②ここをクリック



■本誌についての問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9557

e-mail: koueki-info@cao.go.jp



※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。